

普通預金規定 新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条 預金の預け入れ</p> <p>1. この預金の預け入れは、当社と提携する金融機関の自動機での現金の受け入れ、内国為替による振込金の受け入れ、およびお客さま自身の定期預金の解約代り金の受け入れによるものとします。</p> <p>2. (略)</p> <p>第 2 条 預金の払い戻し</p> <p>1. この預金の払い戻しは、当社と提携している金融機関の自動機にて行うか、インターネットを使用して他の預金口座へ振り替え、または振り込む方法、もしくは、当社所定の手続きによる各種料金などの口座振替によるものとします。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. インターネットによる取引で払い戻すときには、お客さまがインターネットでの操作の際に使用された下記 (ア) ~ (カ) が、当社に登録されている下記 (ア) ~ (カ) と各々一致した場合は、当社はお客さまからの払い戻しの依頼とみなして取り扱います。ただし、(ウ) は、個人のお客さまがログイン ID を設定した場合のみ、認証に利用します。</p> <p>(ア) 店番号 (イ) 口座番号 (ウ) ログイン ID (エ) ログインパスワード (オ) ワンタイムパスワード (カ) 登録電話番号</p> <p>4. 同一日に複数件の払戻取引をする場合、払戻総額が払戻可能額を超える時には、そ</p>	<p>第 1 条 預金の預け入れ</p> <p>1. この預金の預け入れは、当社と提携する金融機関の自動機もしくは本店窓口での現金の受け入れ、内国為替による振込金の受け入れ、およびお客さま自身の定期預金の解約代り金の受け入れによるものとします。</p> <p>2. (略)</p> <p>第 2 条 預金の払い戻し</p> <p>1. この預金の払い戻しは、当社と提携している金融機関の自動機もしくは本店窓口にて行うか、インターネットを使用して他の預金口座へ振り替え、または振り込む方法、もしくは、当社所定の手続きによる各種料金などの口座振替によるものとします。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 本店窓口で払い戻す場合は、当社所定の本人確認方法により本人と相違ないと認められた場合に限り取り扱います。</p> <p>34. インターネットによる取引で払い戻すときには、お客さまがインターネットでの操作の際に使用された下記 (ア) ~ (カ) が、当社に登録されている下記 (ア) ~ (カ) と各々一致した場合は、当社はお客さまからの払い戻しの依頼とみなして取り扱います。ただし、(ウ) は、個人のお客さまがログイン ID を設定した場合のみ、認証に利用します。</p> <p>(ア) 店番号 (イ) 口座番号 (ウ) ログイン ID (エ) ログインパスワード (オ) ワンタイムパスワード (カ) 登録電話番号</p> <p>45. 同一日に複数件の払戻取引をする場合、払戻総額が払戻可能額を超える時には、</p>

のいずれを払い戻すかは当社の任意とします。

そのいずれを払い戻すかは当社の任意とします。

変更箇所は朱書きのとおり。